

# 福岡県情報公開条例

〔平成13年3月30日〕  
〔福岡県条例第5号〕

一部改正	平成14年12月27日福岡県条例第74号
一部改正	平成16年12月27日福岡県条例第54号
一部改正	平成17年12月28日福岡県条例第61号
一部改正	平成19年7月20日福岡県条例第45号
一部改正	平成24年3月28日福岡県条例第3号
一部改正	平成27年3月3日福岡県条例第3号
一部改正	平成27年7月21日福岡県条例第31号
一部改正	平成27年12月25日福岡県条例第49号
一部改正	令和4年12月23日福岡県条例第43号
一部改正	令和7年2月25日福岡県条例第1号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 公文書の開示（第5条—第18条）
第3章 審査請求等
第1節 諮問等（第19条—第23条）
第2節 福岡県情報公開審査会（第24条—第33条）
第4章 情報公開の総合的な推進（第34条—第37条の2）
第5章 雑則（第38条—第42条）
附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政への参加のより一層の促進を図るとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において「実施機関」とは、知事、議会、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに福岡県住宅供給公社、福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社（以下「福岡県住宅供給公社等」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第16条第2項において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当

該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - (2) 図書館、美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの
  - (3) 特定歴史公文書（福岡県立公文書館条例（平成24年福岡県条例第3号）第3条第3項に規定する特定歴史公文書をいう。）
- 3 この条例において、「地方三公社」とは、次に掲げる法人をいう。
- (1) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社
  - (2) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社
  - (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条に規定する土地開発公社

#### **（実施機関の責務）**

**第3条** 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

#### **（利用者の責務）**

**第4条** この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

## **第2章 公文書の開示**

### **（開示請求権）**

**第5条** 何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

### **（開示請求の手続）**

**第6条** 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### **（公文書の開示義務）**

**第7条** 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - ニ 県の機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ福岡県情報公開審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの
- (1)の2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該

条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(8) 議会の議員個人に関する情報及び会派の活動に関する情報。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。

2 前項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない。

#### (公文書の部分開示)

**第8条** 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### (公文書の存否に関する情報)

**第9条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### (公益上の理由による裁量的開示)

**第10条** 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1項第7号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

#### (開示請求に対する決定及び通知)

**第11条** 実施機関（議会にあっては議長。第41条までにおいて同じ。）は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書を開示することができることとなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

#### (開示決定等の期限)

**第12条** 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

**第13条** 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

### (事案の移送)

**第14条** 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、第16条第1項に規定する公文書の開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第15条** 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社並びに開示請求者以外の者（以下この条、第20条第2項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第1号ロ、同項第2号ただし書又は同項第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### (開示の実施及び方法)

**第16条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに公文書の開示の実施を行わなければならない。

- 2 公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。
- 3 前項の閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

#### **(費用負担)**

**第17条** この章の規定により開示請求をして、公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

#### **(他の法令等との調整)**

**第18条** 他の法令等の規定により、何人にも閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他写しの交付が認められている公文書については、当該他の法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示は行わないものとする。

### **第3章 審査請求等**

#### **第1節 諮問等**

##### **(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)**

**第19条** 実施機関のうち、知事、議会、公営企業の管理者、県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等に対してなされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

##### **(審査会への諮問)**

**第20条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、福岡県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

##### **(県が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)**

**第20条の2** 県が設立した地方独立行政法人若しくは福岡県住宅供給公社等が行った開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは福岡県住宅供給公社等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人又は福岡県住宅供給公社等に対し、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

##### **(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)**

**第21条** 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### **（苦情申出）**

**第22条** 実施機関は、開示請求者又は情報公開制度の運営に不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

- 2 前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる事項又は情報公開制度の運営に関する重要な事項に係るものであって、実施機関において必要があると認めるものについては、福岡県情報公開審査会の意見を聴くものとする。

#### **（審査会への諮問等の特則）**

**第23条** 議会については、第7条第1項第1号ニ中福岡県情報公開審査会に係る部分、第20条第1項及び前条第2項の規定は、適用しない。ただし、議長が別に定めるところにより、これらの規定に準ずる措置を講ずるものとする。

## **第2節 福岡県情報公開審査会**

### **（設置）**

**第24条** 次に掲げる事務を行うため、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第7条第1項第1号ニの規定により、実施機関が基準を定めるに当たって、意見を述べること。
- (2) 第20条第1項（第20条の2において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて答申すること。
- (3) 第22条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。
- (4) 情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

### **（審査会の調査権限）**

**第25条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、前条第1号、第3号及び第4号に規定する事務を行うため必要があるときは、実施機関又は苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

### **（意見の陳述）**

**第26条** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

#### (委員による調査手続)

**第27条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第25条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項及び第5項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

#### (意見書等の提出)

**第28条** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### (提出資料等の閲覧等)

**第29条** 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

#### (調査審議手続の非公開)

**第30条** 審査会の行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、公開しない。

#### (答申書の送付等)

**第31条** 審査会は、第20条第1項の規定による諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

#### (秘密を守る義務)

**第32条** 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (規則への委任)

**第33条** この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、知事が規則で定める。

### 第4章 情報公開の総合的な推進

#### (情報公開の総合的な推進に関する県の責務)

**第34条** 県は、その保有する情報を積極的に県民の利用に供するため、第2章に定めるところにより公文書の開示をするほか、情報提供施策及び情報公表制度の拡充を図ることによって、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

#### (情報提供施策の拡充)

**第35条** 実施機関は、県民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報を迅速に提供するとともに、県民による情報の高度かつ有効な利用に供するため、情報の収集、管理及び提供の機能の強化に努めるものとする。

#### (情報公表制度の拡充)

**第36条** 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度において情報の内容

の充実及び公表の方法の整備を図るほか、情報の公表に適する情報を把握し、積極的に公表するよう努めるものとする。

#### **(出資法人の情報公開)**

**第37条** 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、県との関係の緊密度、その性格及び業務内容を勘案して実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、その保有する情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

#### **(指定管理者の情報公開)**

**第37条の2** 県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

### **第5章 雑則**

#### **(公文書の管理等)**

**第38条** 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

3 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

#### **(運用状況)**

**第39条** 知事は、毎年1回、この条例の運用の状況について公表しなければならない。

#### **(適用除外)**

**第40条** 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

#### **(委任)**

**第41条** この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### **(罰則)**

**第42条** 第32条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、附則第11項の規定は公布の日から、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に係る部分、第7条第1項第1号ハ中警察職員に係る部分及び附則第9項第3号の規定は平成14年7月1日から施行する。

#### **(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりされている開示の請求は、改正後の福岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定による開示請求とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例第7条の規定によりされた公文書の全部又は一部を開示する決定及び公文書の全部を開示しない決定、当該決定に要する期間の延長の通知並びに当該決定の内容の通知は、新条例第11条又は第12条第2項の規定によりされた決

定及び通知とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項第1号ホ、第11条、第12条第2項及び第13条第2項第4号の規定により審査会に対しされている諮問その他の行為は、新条例の相当規定により審査会に対しされた諮問その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項第1号ホの規定により公示されている基準は、新条例第7条第1項第1号ニの規定により公示された基準とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定によりされている苦情の申出は、新条例第22条第1項の規定によりされた苦情の申出とみなす。
- 7 旧条例第13条第1項の規定により置かれた福岡県情報公開審査会は、新条例第24条の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。
- 8 この条例の施行前に旧条例第13条第2項及び第3項の規定により審査会が行った行為は、新条例第24条及び第25条第3項から第5項までの規定による審査会の行為とみなす。
- 9 次に掲げる公文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。
  - (1) 平成13年7月1日前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第1項に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）を除く。）
  - (2) 平成13年7月1日前に実施機関（議会に限る。以下この号において同じ。）の職員が作成し、又は取得した公文書（平成9年7月1日以降に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書（旧公文書に限る。）を除く。）
  - (3) 平成14年7月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書
  - (4) 福岡県土地開発公社の解散に伴い福岡県土地開発公社から実施機関の職員が取得した公文書のうち、平成18年4月1日前に福岡県土地開発公社の役員又は職員が作成し、又は取得したもの
- 10 平成13年7月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（旧公文書に限る。）については、新条例第7条、第8条及び第10条の規定は適用せず、なお従前の例による。

#### **（準備行為）**

- 11 新条例第7条第1項第1号ニの規定に基づき実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）が基準を定めるための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### **（福岡県個人情報保護条例の一部改正）**

- 12 福岡県個人情報保護条例（平成4年福岡県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（昭和61年福岡県条例第1号）第2条第1項」を「（平成13年福岡県条例第5号）第2条第2項」に改め、同条第4号中「電子計算機」を「公文書のうち電子計算機」に改め、「であって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録され、実施機関において管理しているもの」を削る。

第9条第1項中「又は磁気テープ等」を削る。

第13条第2項第1号中「公文書に」を「公文書（磁気テープ等を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。

#### **附 則（平成14年条例第74号）**

##### **（施行期日）**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### **（経過措置）**

- 2 改正後の福岡県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が

作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年条例第54号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第61号）

**（施行期日）**

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 改正後の福岡県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等にあつては、役員を含む。以下同じ。）が作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に実施機関の職員が作成又は取得した文書については、なお、従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の福岡県情報公開条例（次項において「旧条例」という。）の規定により知事に対してなされた行為のうち、県が設立した地方独立行政法人が知事から承継した公文書に係るものは、新条例の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定により知事が行った行為のうち、県が設立した地方独立行政法人が知事から承継した公文書に係るものは、新条例の規定により県が設立した地方独立行政法人が行ったものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成19年条例第45号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第3号）抄

**（施行期日）**

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年条例第49号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

**附 則**（令和4年条例第43号）抄

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年条例第1号）抄

**（施行期日）**

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

### **(罰則の適用等に関する経過措置)**

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

### **(人の資格に関する経過措置)**

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。